

条 例

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十七号

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 公文書の開示等（第七条―第二十九条）」を「第三節 公文書

第四節 審査請

の開示等（第七条―第二十一条）

求（第二十二条―第三十三条）」に、「第三十条―第三十六条」を「第三十四条

―第四十一条」に改める。

第十条第一号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改める。

第十六条第三項中「次条、第十八条及び第二十四条において」を「以下」に改める。

第十七条第一項中「第二十三条及び第二十四条」を「第二十四条第三項第三号及び第二十五条」に改め、同条第三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十四条第一項第二号及び第三項第三号」に改める。

第二十一条の次に次の節名を付する。

第四節 審査請求

第二十二条を削る。

第二十一条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十三条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第二十三条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第三十六条中「第二十九条」を「第三十三条」に改め、同条を第四十一条とし、第三十五条を第四十条とし、第三十四条を第三十九条とし、第三十三条の二を第三十八条とし、第三十一条から第三十三条までを四条ずつ繰り下げる。

第三十条を第三十四条とする。

第二章第三節中第二十九条を第三十三条とする。

第二十八条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第三十二条とし、第二十七条を第三十一条とする。

第二十六条の見出しを「（意見の陳述）」に改め、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「与えなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第二十六条を第二十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（意見書等の提出）

第二十八条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第二十九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十六条第一項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十七条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第三十条 審査会は、第二十六条第三項若しくは第四項又は第二十八条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、そ

の閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第二十五条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「次条において「不服申立人等」を「以下「審査請求人等」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第二十六条とする。第二十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条を第二十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（審査会への諮問）

第二十四条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第一項の規定により諮問をした実施機関（第二十六条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。）

二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

附 則

1 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。ただし、第十条第一号ハの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の埼玉県情報公開条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第十四条第一項若しくは第二項の決定（以下この項において「決定」という。）又は第七条の規定による開示の請求（以下この項において「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。